

(別紙)

就業構造基本調査規則の一部を改正する省令案に対して提出された意見及び総務省の考え方

(令和4年1月26日～同年2月24日意見募集)

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
1	個人	・異論ありません。	御意見ありがとうございます。	無 (賛成意見のため)
2	個人	<p>・就業構造基本調査だけでなく、毎年何らかの統計調査が行われています。数十年前までは国から求められた調査には回答するのが義務だという風潮がありましたが、近年は過剰なまでの個人情報保護意識により、調査に協力しない世帯・事業所等が増えてきました。</p> <p>特に住宅土地統計調査や就業構造基本調査、全国家計構造調査など抽出調査については、なぜ自分だけが当てられるのかという不満が強く、拒否したら逃れられて、断りきれないまじめな人だけが損をするというように、完全にモラルが崩壊している状態です。</p>	<p>各統計調査には、それぞれの調査目的があり、当該目的を達成するために調査事項が定められているところです。同一時点の情報を把握するという点に加え、行政記録情報では把握できない様々な情報も把握する必要があるため、行政記録情報のみでの代替は難しく、統計調査を実施し、その時点における我が国の実態を把握しているところです。</p> <p>一方で、総務省統計局としても、オンライン調査の推進や行政記録情報の活用など、統計調査に関する事務の効率化を進めているところです。</p> <p>いずれにしましても、頂いた御意見は今後の参考にさせていただき、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる正確な統計を提供しつつ、統計調査の重要性の周知徹底や効率化も進めてまいります。</p>	無

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
		<p>つまり、回答しなくとも目に見えるような不利益はなく、回答しても1円にもならないので、労力を使って回答したまじめな人だけが馬鹿をみる制度となってしまうているのです。</p> <p>そのしわ寄せは、調査を実際に行っている統計調査員や市区町村職員に対して罵声や不満となって浴びせられ、年々削減される調査員報酬や指導員報酬など待遇改悪とも相まって、調査員の引き受け手もいなくなってきたのが現状です。</p> <p>何十年と同じやり方でやってきているし、調査結果の連続性が途絶えるからやめられないのですが、このまま問題を先送りにしても、事態は今後悪くはなったとしても決して良くはなりません。</p> <p>例えば、国勢調査と住民基本台帳の調査項目、調査対象が異なっているのは十分わかります。</p> <p>しかし国勢調査にかけている莫大な費用を使えば、住民基本台帳をベースに、国勢調査結果に近いデータを得られるようシステム改修や制度改正(住所地と居住地を一致させるなど)等ができるのではない</p>		

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	命令等への 反映の有無
		<p>でしょうか。</p> <p>経済センサスで事業所に対し詳細な調査を求めるのではなく、法人登記を厳密にしたり確定申告のデータを活用したり、必ず届け出なければならない情報をもとに統計を作成することはできないのでしょうか。</p> <p>住宅土地統計や就業構造基本調査についても、家を建てる時、土地を購入したときには本人の意思にかかわらず業者を通じて必ず届出を行いますし、就職・離職をしたときにはお金が絡みますから当然何らかの届けをしているはずで。</p> <p>調査を行うことを目的とするのではなく、その調査結果を得るためにほかに手段はないのかをよく考えていただきたいと思います。</p>		

○提出意見数：2件